

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年6月1日から同年10月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を50年6月1日とし、当該期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月1日から50年10月1日まで

私が勤めていたA社B事業所は、昭和50年10月1日から厚生年金保険の適用事業所となっているが、申立期間においても給与から保険料が控除されていたので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和50年6月1日から同年10月1日までについて、申立人の雇用保険の資格取得日が同年6月1日であること及び複数の元同僚の証言などから、申立人は当該期間にA社B事業所において継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和50年6月1日から同年8月1日までについて、申立人が所持する同年6月及び7月の給与支払明細書によると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間のうち、昭和50年8月1日から同年10月1日までについて、申立人は、給与支払明細書を所持していないが、前述のとおり同年6月及び同年7月の保険料が控除されていること、前述の雇用保険の資格取得日及びA社本店が保管している給与改定資料の申立人の入社年月日が、いずれも50年6月1日であること及び複数の元同僚は、「申立人は設備担当の正社員として入社後は継続して勤務していた。」旨の証言をしていることなどから判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、健康保険・厚生年金保険適用事業所名簿によれば、A社B事業所は、

昭和 50 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。しかし、複数の元同僚は、「A社B事業所は、ビル管理や清掃を行う会社であり、C社の客室担当の従業員が約 50 名、設備担当の従業員は 10 名ほどいた。」旨の証言をしていることから、同社は常時 5 人以上の従業員を使用している状況にあったことが推認でき、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までにA社B事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、上記給与支払明細書の昭和 50 年 6 月及び同年 7 月の保険料控除額から判断し、50 年 6 月から同年 9 月までを 11 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間においてA社B事業所が適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和 50 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までについて、元同僚は、「私は、昭和 50 年 7 月に博覧会の開催を控えた同年 6 月のC社オープンに向けた準備作業のため、オープン前からA社B事業所に勤務していたことを記憶している。申立人と一緒に勤務したのはC社オープンの約 1 か月ぐらい前からだと思う。」と証言していることなどから、申立人は、当該期間に同社B事務所において継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、前述のとおり、A社B事業所は、当該期間に厚生年金保険の適用事業所とはなっていない上、申立人及び元同僚は、当該期間に係る給与支払明細書を所持しておらず、連絡の取れた複数の元同僚からも、給与から厚生年金保険料が控除されていた旨の証言を得られなかった。

また、A社B事業所は既に閉鎖されており、同社本店においても給与から厚生年金保険料の控除を確認できる関係資料を保管していない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和47年7月10日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人のA社C支店における申立期間②に係る資格取得日は、昭和47年7月10日であると認められることから、申立期間②の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年6月30日から同年7月10日まで
(A社B支店)
② 昭和47年7月10日から同年7月11日まで
(A社C支店)

私は、昭和41年4月1日から55年5月1日までA社に継続して勤務していた。この同社での在職期間中の47年7月に同社B支店から同社C支店に異動となったが、この支店間の人事異動に伴い厚生年金保険の加入が継続していない期間があるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及びA社発行の雇用証明から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和47年7月10日に同社B支店から同社C支店に異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和47年5月のオンライン記録から5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほか事業主による厚生年金保険料の納付の有無を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行っ

たか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及びA社発行の雇用証明により、申立人は、同社C支店に継続して勤務していたことが確認できることから、申立期間②に係る申立人の同社C支店における資格取得日を、昭和47年7月10日に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 11 月から平成 4 年 2 月までの期間及び平成 4 年 3 月から 5 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 11 月から平成 4 年 2 月まで
② 平成 4 年 3 月から 5 年 3 月まで

私は、社会保険事務所(当時)に自分の国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間については納付が確認できないとの回答をもらった。しかし、私の夫が平成 5 年 4 月に市役所で私の国民年金の加入手続を行った際、市の担当職員から「国民年金保険料の未納期間がある」との指摘を受け、未納分となっている私の保険料をまとめて納付した。その時に納付した金額が大きかったことから、納付したことをはっきりと記憶しているので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成 5 年 4 月の時点では、申立期間の大半が時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「夫が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料を市役所窓口で納付した。」と主張しているが、申立期間①については、当該市によると「申立期間当時から現在まで、過年度が未納となっている国民年金保険料については、市で納付書を作成することはない。」と説明していることから、市役所窓口で過年度分の納付書の発行及び過年度納付ができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間②について、申立人は、国民年金の第 3 号被保険者に該当するため、保険料の納付を要しない期間であり、夫が平成 5 年 4 月 16 日以

降に作成したと思われる手書きのメモに申立人の第3号被保険者の届出について記載されていることを踏まえると、夫は申立人が申立期間②において、第3号被保険者に該当していることを認識していたものと思われる。

加えて、夫が市役所窓口で納付したとする申立期間①及び②の金額と実際の納付に必要な保険料額とは乖離^{かいり}している上、夫が申立人の保険料の納付を行ったことを示す確定申告書、家計簿等の関連資料は無く、ほかに申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月1日から41年7月1日まで

私は、A社B工場に正社員として勤務し、研修を受けた後、機器の修理業務に従事していたが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けたので、当該期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社における申立人の雇用保険の加入記録は見当たらない上、同社の業務を承継するC社によれば、「当社では、昭和38年10月1日から、全国の社員の社会保険業務についてはすべて本社で一括処理しているが、申立期間及びその前後の期間について、当社が保管する『健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書』及び『健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書』、並びに社員名簿をすべて調べたが、いずれにおいても申立人に係る記録は見当たらず、申立人が在籍していたことが確認できない。」と回答している。

また、申立人はA社B工場における同僚の名前を記憶していないことから、申立期間当時、同工場に勤務し、同社において厚生年金保険の加入記録のある者のうち10名の被保険者を抽出し、申立人の勤務について聴取したところ、回答のあった9名のいずれの者も、「申立人がA社B工場で勤務していた記憶は無い。」と述べている。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間を含む昭和40年1月から41年12月に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者887名分の資格取得状況を調査したが、申立人の氏名は見当たらず、被保険者整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間に係る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。